

● 国の動向

◇ 文部科学省
令和3年度 精神疾患で休職、最多更新
約5900人

精神疾患により休職に至った公立学校教職員の人数は過去最多を更新したことが文科省の集計で分かった。令和3年度の状況を昨年12月に公表した。精神疾患により休職した教職員は令和2年度に人数、割合とも前年度を下回ったが、平成29年度以降、増加傾向にある。

調査対象は都道府県と政令市の教育委員会。公立の小・中、高校、特別支援学校など。令和3年度に精神疾患を理由として休職した教職員は前年度より人数で694人多い5897人、全教職員に占め

る割合で0・07ポイント多い0・64%だった。各都道府県と政令市で、精神疾患による休職に至った教職員の割合は、沖縄県が最多の1・29%、最少は兵庫県の0・14%。

◇ 文部科学省
給食費 公会計化した自治体3割

文科省はこのほど、学校給食費を自治体の会計に組み入れる「公会計制度」の推進状況を公表した。前回調査した令和元年度より、公会計にしている自治体は増えたものの、3割にとどまった。管理システムの導入経費の確保などが課題だった。

調査は全国の教育委員会に令和3年5月時点での状況を尋ねた。給食費を徴収していない自治体は集計から除いている。公会計化の実施率は31・3%で、前回調査より

5・3ポイント上昇した。まだ実施していないが、準備や検討をしている自治体は30・9%。実施を予定していない自治体は37・8%。

◇ スポーツ庁・文化庁
部活動ガイドライン改訂 地域移行「可能な限り早く」

スポーツ庁と文化庁はこのほど、部活動運営の総合的なガイドラインを改訂した。公立中学校の部活動を地域の団体や民間クラブに委ねる地域移行については、令和5年度からの3年間を「改革推進期間」と位置付け、「地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す」とした。期間中の地域移行の実現が困難だとする自治体の声を踏まえ、昨年11月のガイドライン案から書きぶりを弱めた。

平成30年の運動部活動と文

化部活動のガイドラインを統合し、全面的に改訂。昨年12月27日付で両庁のホームページに掲載した。

「学校部活動」や「地域クラブ活動への移行」などに関する4項目があり、週2日以上

の休養日設定などを規定した「学校部活動」の項目は、高校生も原則適用とした。それ以外は公立中学校の生徒を対象としている。

● 地方の動向

◇ 愛知県教育委員会
不登校生向け中高一貫校創設 学び直しや少人数指導柱

愛知県教委は令和8年4月

に県立日進高校（日進市）に中学校を併設し、不登校特例校として不登校経験のある生徒を受け入れる方針をまとめた。高校受験を経ることなく、日進高校に入学できるようにする構想。同県には、高校段階での入試を全く行わない公立の中高一貫教育校はまだない。

今後、進学実績の高い高校を含め、さまざまな特色がある附属中学校を創設する計画案をまとめている。

昨年11月に公表した計画案によると、日進高校と新設する附属中学校では、学び直し、少人数、個に応じた指導を学びの柱とし、通級による指導を導入する。不登校特例校の認定を受けると、年間総授業時数を減らすことができる。生徒の事情に応じた教育課程を組みやすくなる。高校も不登校特例校とし、同じ令和8年度から不登校の生徒を受け入れる。

◇ 茨城県教育委員会
教員の休日指導ゼロへ部活動運営方針を改訂

茨城県教委は昨年12月、中学・高校の部活動の運営方針を改訂した。活動時間を現在よりも厳格に設定する考えを示した。教員としての身分で休日の部活動の指導に当たる人を、今後3〜4年でゼロにすることを目標に掲げた。来年度から県内全ての学校に適用する。

今回の改訂版では、活動時間や休養日の日数を現行より明確に示した。活動時間は現在、平日2時間程度、休日は中学校3時間程度・高校4時間程度と定めているが、これを上限に改めた。休養日の設定は中学校の場合、現行からの変更はないが、高校は週1日から原則週2日へと増やす。運営方針では、土日に大会が組まれた場合の休養日の設定例なども示している。

◇ 山梨県
少人数教育拡大の方針 1〜4年生「25人学級」に

山梨県は新年度、公立小学校の1、2年生で実施してきた「25人学級」を3、4年生へと拡大する方針を固めた。長崎幸太郎知事が1月4日の記者会見で発表した。

1学級の児童数の上限を25人として学級を編制し、学級数が増える場合は教員を加配。1学年の児童数が35人以下の場合は1学級編制とするため、全学級の児童数が25人以下になるわけではないが、県独自の予算を確保し、より充実した教育環境を目指す。

● 各種団体の動向

◇ 日本中学校体育連盟
地域スポーツ団体の大会参加 来年度から容認

日本中学校体育連盟（中体連）は昨年12月、来年度の全

国中学校体育大会（全中）から地域のスポーツ団体の参加を全競技で認めることを決め、都道府県中体連に通知した。

現在の全中は、都道府県中体連加盟の中学校に在籍していることが参加資格となっており、運動部活動の一環の「対外試合」と位置付けられている。来年度からは従来の方針を変更し、全競技で地域のスポーツ団体も参加できるようになる。

ただし体操競技と新体操の2競技では、地域のスポーツ団体の参加を認めるものの、団体参加では来年度に限り、出場選手全員が同じ中学校に在籍することを条件としている。他にも、サッカーではクラブユース連盟に所属するチームは参加できないなど、競技ごとで参加条件の詳細が異なる。

編集協力・日本教育新聞社